

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人誠仁会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- 注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 長崎県長崎市矢上町 9 番 1 2 号
- 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
- (3) 設立認可年月日 昭和 6 2 年 1 2 月 2 3 日
- (4) 設立登記年月日 昭和 6 3 年 1 月 4 日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	大久保 洋	医療法人誠仁会千綿病院管理者
理 事	大久保 史子	
同	大久保 繭	
同	大久保 總子	
同	大久保 紘基	
同	大久保 波南	
同	大久保 藍雅	
監 事	酒井 正義	

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院	医療法人誠仁 会千綿病院	4210160570	長崎県長崎市矢上町 9 番 1 2 号	一般病床 56 床

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
居宅介護支援事業所千綿病院ケ アステーション	長崎県長崎市矢上町 1 1 番 1 1 号	

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）
ありません

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年5月25日 第36期報告の承認に関する件

役員報酬の件定款の変更

令和6年3月22日 予算書の承認に関する件

借入限度額の承認に関する件

様式 3 - 1

法人名 医療法人誠仁会
所在地 長崎県長崎市矢上町 9 番 1 2 号

※医療法人整理番号
一般0085

貸 借 対 照 表
(令和6年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	272,499	I 流 動 負 債	39,776
現金及び預金	154,677	支払手形	
事業未収金	108,665	買掛金	9,107
貸倒引当金	△ 653	短期借入金	
たな卸資産	9,412	未払金	22,959
前渡金		未払費用	
前払費用	122	未払法人税等	202
繰延税金資産		未払消費税等	479
その他の流動資産	276	繰延税金負債	
II 固 定 資 産	459,844	前受金	
1 有形固定資産	398,917	預り金	6,626
建物	200,796	前受収益	
構築物	547	〇〇引当金	
医療用器械備品	6,198	その他の流動負債	403
その他の器械備品	48,627	II 固 定 負 債	728,060
車両及び船舶	2,915	医療機関債	
土地	115,844	長期借入金	689,000
建設仮勘定		繰延税金負債	
その他の有形固定資産	23,990	リース債務	39,060
2 無形固定資産	20,634	その他の固定負債	
借地権	20,000	負債合計	822,811
ソフトウェア	202	純資産の部	
その他の無形固定資産	432	科 目	金 額
3 その他の資産	40,293	I 資 本 金	66,698
有価証券		II 資 本 剰 余 金	
長期貸付金		III 利益剰余金	△ 98,149
役員等長期貸付金		繰越利益剰余金	△ 98,149
長期前払費用	98		
繰延税金資産		その他有価証券評価差額金	
その他の固定資産	40,195	繰延ヘッジ損益	
		純資産合計	△ 31,451
資産合計	735,985	負債・純資産合計	735,985

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人誠仁会

所在地 長崎県長崎市矢上町 9 番 1 2 号

※医療法人整理番号

一般0085

損 益 計 算 書
(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		678,337
2 事業費用		
(1)事業費	740,308	
(2)本部費	0	740,308
本来業務事業損益		61,971
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		18,799
2 事業費用		14,475
附帯業務事業利益		4,324
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事業損益		57,647
II 事業外収益		
受取利息	4	
その他の事業外収益	27,972	27,976
III 事業外費用		
支払利息	4,521	
その他の事業外費用	20,170	24,691
経常損益		54,362
IV 特別利益		
固定資産売却益		
その他の特別利益	743	743
V 特別損失		
固定資産売却損		
その他の特別損失	11,361	11,361
税引前当期純損失		64,980
法人税・住民税及び事業税	203	
法人税等調整額		203
当期純損失		65,183

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 2

法人名 医療法人誠仁会

所在地 長崎県長崎市矢上町 9 番 1 2 号

※医療法人整理番号

一般0085

財 産 目 録

(令和6年3月31日現在)

1. 資 産 額	735,985 千円
2. 負 債 額	767,436 千円
3. 純 資 産 額	△ 31,451 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	272,499
B 固 定 資 産	463,486
C 資 産 合 計 (A + B)	735,985
D 負 債 合 計	767,436
E 純 資 産 (C - D)	△ 31,451

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人誠仁会

理事長 大久保 洋 殿

私 酒井正義は、医療法人誠仁会の令和5年会計年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 6 年 5 月 30 日

医療法人誠仁会
監事 酒井 正義

